

令和5年4月1日より、育児休業に関する個別の制度周知・意向確認を行います。

育児・介護休業法が改正され、自身や配偶者の出産を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等を周知し、育児休業の取得の意向を確認することが義務付けられました。



自身や配偶者が出産予定または出産した職員

出産の申告

「子どもが生まれます／生まれました」

制度周知資料の配布

「育児等に利用できる制度の資料をご案内します。
また、意向確認へのご協力をお願いします。」

育休取得の意向報告

「育休を取得します／取得しません」



所属部局担当者 ※各部局の総務担当係
(上原キャンパスは総務課人事第一係、第二係)

職員へのお願い

- 自身や配偶者の出産を予定している場合、所属部局担当者へお申し出ください。
- 所属部局担当者より案内される制度周知資料をご確認いただき、制度周知資料に記載のURLより、育児休業取得についての意向（育児休業を取得する／しない）の報告をお願いします。

上司へのお願い

- 部下から出産の申出を受けた上司は、部下に対し、「制度周知及び意向確認が事業主に義務付けられているので、所属担当者へも出産を申告してください」と、必ず伝えるようにしてください。

所属部局担当者へのお願い

- 自身や配偶者の出産を直接申告した職員、または扶養の申告等で出産を間接的に申告した職員に対し、総務部職員課職員係のホームページに掲載している「制度周知資料」をご案内ください。
- 申告した職員が意向確認フォームへ入力を行うと、大学本部から総務担当係宛てにメール通知がありますので、意向内容をご確認ください。